

制定：2026年2月6日

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断するため、以下の基本方針を実践します。

- (1) 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じません。
- (2) 反社会的勢力への資金提供・便宜供与は、行いません。
- (3) 反社会的勢力による不当な要求が、不祥事を理由とする場合であっても、隠ぺいするための裏取引を行いません。
- (4) 反社会的勢力による不当な要求に備え、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- (5) 反社会的勢力による不当な要求に対しては、民事および刑事の両面から法的対応を行います。
- (6) 反社会的勢力による不当な要求に対しては、経営トップ以下、組織全体として対応します。
- (7) 反社会的勢力による不当な要求に対応する従業員等の安全を確保します。
- (8) 反社会的勢力には一切の商品・サービスを提供いたしません。徹底した審査・調査を実施し、取引を水際で防止します。万一、反社会的勢力であることが事後に判明した場合には、当該取引を可能な限り速やかに解消します。

以 上

附 則

1. 本方針の改廃は、取締役会の決議による。但し、形式的な修正その他の軽微な改定（語句の修正、法令等改正に伴う修正等）については、取締役社長が決定する。
2. この方針は、2026年2月6日から施行する。